

様式第 45 号（第 12 条関係）

安曇野市告示第 358 号

公示送達書

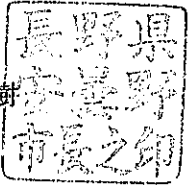
下記の者は、書類の送達ができないので地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により公示します。

なお、送達すべき書類は、福祉部高齢者介護課において保管し、その送達を受けるべき者の申出により交付します。

また、同法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

令和 8 年 8 月 3 日

安曇野市長 中山 栄樹



記

1 送達を受けるべき者の氏名（名称）及び住所（所在地）

下表のとおり

2 送達すべき書類

下表のとおり

送達を受けるべき者		送達すべき書類
氏名	住所	
平林 康彦		・ 令和 8 年度 介護保険料額決定通知書
高橋 早苗		・ 令和 8 年度 介護保険料額決定通知書